

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
5	指定管理者の指定	松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例	第8条	120日	—	設定している	—	社会教育課
12	条例第3条第1項第1号以外の者が使用する場合の使用料の減免	松前町老人憩いの家設置条例	第6条	14日	—	設定している	—	社会教育課
13	条例第3条第1項第2号以外の者が使用する場合の使用料の還付の承認	松前町老人憩いの家設置条例	第7条ただし書	10日	—	設定している	—	社会教育課
81	有料公園の利用の許可	松前町都市公園条例	第7条第2項	即日から7日	—	設定している	—	社会教育課
102	入園の承諾	松前町立認定こども園条例施行規則	第17条第1項及び第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	根拠条例等の規定のとおり	—	学校教育課
103	休園の承諾	松前町立認定こども園条例施行規則	第20条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	根拠条例等の規定のとおり	—	学校教育課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
104	復園の承諾	松前町立認定こども園条例施行規則	第21条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	根拠条例等の規定のとおり	—	学校教育課
106	使用団体の登録	松前町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則	第9条第2項	7日	—	設定している	—	社会教育課
107	使用の許可の変更、取消し承認	松前町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則	第11条	即日から3日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
108	文化財の指定	松前町文化財保護条例	第6条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	社会教育課
109	使用料の還付承認	松前町教育施設使用料条例	第5条	10日	—	設定している	—	社会教育課
110	使用料の減免	松前町教育施設使用料条例	第6条	14日	—	設定している	—	社会教育課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
111	使用料の還付承認	松前町公民館設置条例	第8条第2項	10日	—	設定している	—	社会教育課
112	使用料の減免	松前町公民館設置条例	第8条第2項	14日	—	設定している	—	社会教育課
113	施設利用カードの交付	松前町公民館の管理運営に関する規則	第10条第2項	7日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
114	使用の許可	松前町公民館の管理運営に関する規則	第11条	即日から7日	—	設定している	—	社会教育課
115	使用の許可の変更、取消し承認	松前町公民館の管理運営に関する規則	第13条	即日から3日	—	設定している	—	社会教育課
116	使用の許可	松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例	第3条	即日から7日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
117	特別の設備等の承認	松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例	第5条ただし書	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
118	施設利用カードの交付	松前総合文化センターの設置及び管理に関する規則	第5条第2項	7日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
119	使用の許可の変更、取消し承認	松前総合文化センターの設置及び管理に関する規則	第8条	即日から3日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
120	飲食、喫煙、火気の使用の許可	松前総合文化センターの設置及び管理に関する規則	第10条第1項第2号ただし書	14日	—	設定している	—	社会教育課
121	利用者カードの交付	松前町ふるさとライブラリーの設置及び管理に関する条例施行規則	第7条第1項	即日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
123	現状変更等の許可	松前町文化財保護条例	第11条	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	社会教育課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
144	使用の許可	松前町老人憩いの家設置条例施行規則	第3条	即日から7日	—	設定している	—	社会教育課
145	使用の許可	松前町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則	第10条第2項	即日から7日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
146	利用の許可	松前町都市公園条例施行規則	第3条第3項	即日から7日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
155	一時預かりの利用・変更承諾	松前町立認定こども園条例施行規則	第27条第2項及び第28条第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	根拠条例等の規定のとおり	—	学校教育課